

高 第 1011 号の 29
令和 3 年 1 月 13 日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の
発令に伴って実施する緊急事態措置について（令和 3 年 1 月 13 日）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、本日（13 日）、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、2 月 7 日までを期間とする「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、本県としては、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る対処方針」を改定し、各高齢者福祉施設及び介護サービス事業者の皆様へ、事業の実施に関して以下のとおり要請いたしますので、本対応について、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、今般、県内で多数の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること等に伴い、状況によっては入所施設等の利用者が感染した場合であっても、利用者の症状等に応じて施設内で待機していただくケースや、在宅で通所系・訪問系の介護サービスを利用している独居等の高齢者の方が感染した場合であっても同様に在宅で待機していただくケースが生じています。各高齢者福祉施設、介護サービス事業所等におかれましては、このようなケースが生じた際には、保健所や居宅介護支援事業所等とも相談いただきながら、引き続き、利用者の状況等に応じた介護サービスの継続等の対応をいただきますようお願いいたします。

なお、その際には、初動対応としての感染管理認定看護師や感染制御を専門とする医師等の派遣・指導、必要な衛生資材の配布等の支援を活用することが可能ですので、御了知の上、必要に応じた活用の御検討をいただければ幸いです【活用可能な支援制度は別添 1 参照】。

記

1. 全ての高齢者福祉施設及び介護サービス事業所におかれては、感染経路の遮断及び感染防止対策（注）を厳重に徹底しつつ事業を継続し、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、必要な介護サービスの提供を継続していただきたいこと。

(注)「三つの密」(密閉・密集・密接)の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、複数の従事者が共有するもの(パソコン、エレベーターのボタン等)の定期的な消毒、食堂等でマスクを外して飲食する場合の他の従事者との一定の距離の確保、日々の体調管理と体調が悪い時の自宅待機の徹底など、これまでの国や県の事務連絡等に基づく感染経路の遮断及び感染防止対策。

(参考)介護サービス事業所によるサービス継続については、「介護サービス事業所によるサービス継続について(その2)」(令和3年1月7日厚生労働省事務連絡)を参照の上、人員基準や介護報酬等を活用した柔軟なサービス提供が可能であること等、様々な支援がある点に改めて御留意ください(参照:別添2)

2. 今般、全県民に不要不急の外出自粛等の要請を行っておりますが、特に、全ての高齢者福祉施設及び介護サービス事業所におかれても、施設等の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して、不要不急の外出の自粛(緊急事態宣言対象地域をはじめリスクのある場所への出入りの自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出の自粛)等、日常の生活を含めた感染拡大防止のための取組を改めて徹底していただきたいこと。

(注)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年1月12日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」では、「不要不急の外出」に関して、医療機関への通院、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされている点に御留意ください。

3. 入所施設等での面会等に関して、面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、直接面会については緊急の場合を除き中止いただきたいこと。実施する場合であっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

また、入所施設等の利用者の方の中には、家族との外出による食事や家族のもとへの外泊を行う場合もあると考えられますが、本対処方針を踏まえ、原則、利用者の外泊・外出の自粛をいただきたいこと。

(参考)新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(令和3年1月12日改定)抄(下線部が変更点)

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。

○各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。

○また、感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。

○職員の日々の健康管理(体温測定、発熱した場合の出勤停止)を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

○事業所は、上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が

指導を行う。

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 ：2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--

新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等を支援します！

※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等(以下「事業所等」)の皆様に向けて、県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)等に基づく支援を行っています。

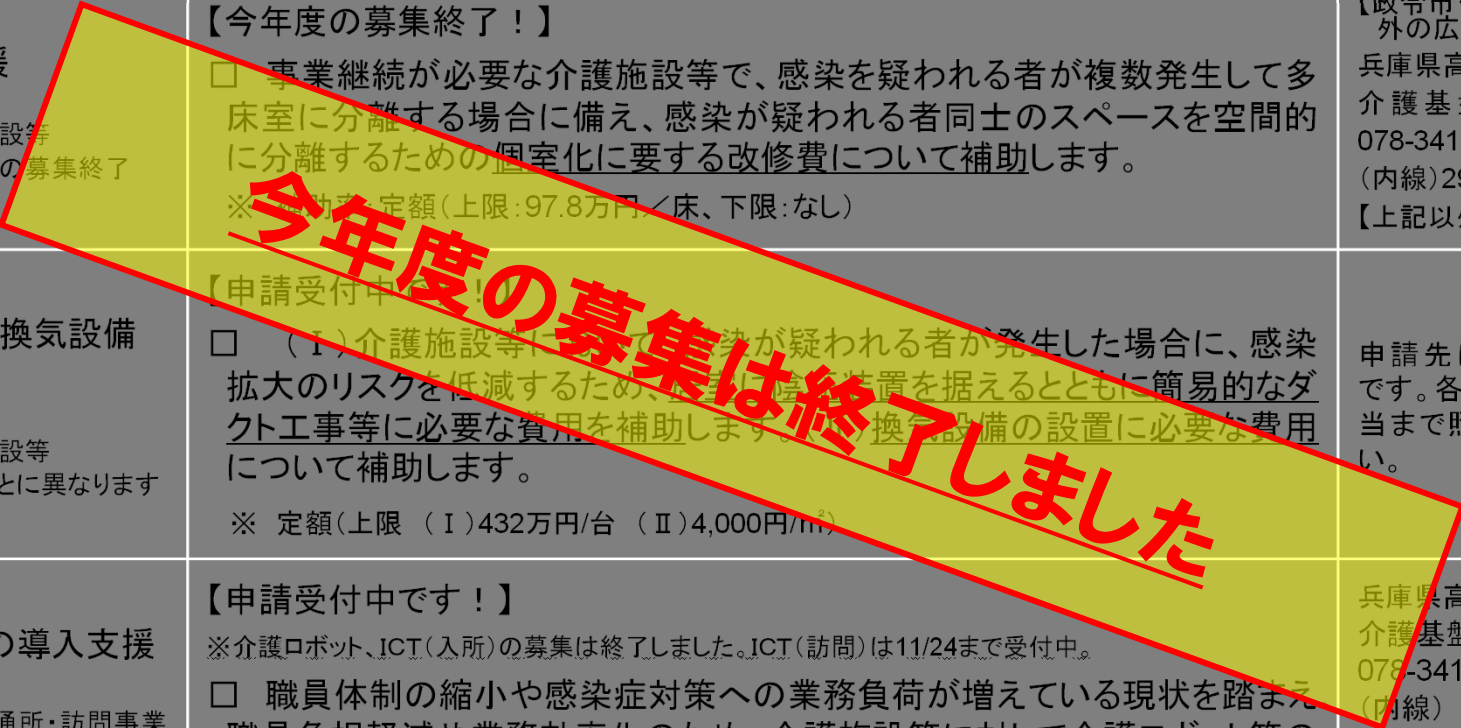
※ 多様な支援メニューがありますので、以下のとおり一覧にまとめました。是非活用を御検討ください。



1. 感染予防の取組等への支援


項目・対象等	支援内容	照会先
<p>□ 衛生資材の確保支援 (県が購入等したものを事業所等へ配布する仕組みです。)</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>□ 随時、県に寄贈された衛生資材や県が購入した衛生資材を配布します。</p> <p>※ マスクや手袋は、県から適時直接又は市町経由で配布しています。</p> <p>※ アルコール消毒液は、県の負担で購入できる国の優先確保スキームの活用を概ね1ヶ月に1度ご案内しています。詳細は県の事務連絡をご確認ください。</p>	<p>兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p>
<p>【申請受付中です！】 ← 申請締め切りが迫っています！早めの申請を！ (締切:令和3年1月31日)</p>		
<p>事業所等における感染症対策支援事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等が感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費に対して支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費。衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、面会室の改修費、タブレット等のICT機器の購入等費用 等。</p> <p>※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(53.4万円/事業所) 等</p>	<p>兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 (連絡先) 078-362-3056</p>
<p>事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等に勤務する職員に慰労金を支給します。</u></p> <p>※ 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所等に勤務し、利用者と接する職員:20万円、その他の事業所等の職員:5万円 等。</p>	
<p>介護サービス再開に向けた支援事業</p> <p>【支援対象】訪問、通所事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所を支援します。</u> ※令和2年4月1日以降。3,000円/利用者(訪問)等。</p> <p>□ 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために<u>必要な感染症防止のための環境整備</u>を行った在宅サービス事業所を支援します。</p> <p>※令和2年4月1日以降の経費。支援額:在宅サービス事業所当たり20万円。</p>	

項目	支援内容	照会先
□ 施設整備支援	【今年度の募集は終了しました！】	
個室化改修支援 【支援対象】入所施設等 【申請時期】今年度の募集終了	【今年度の募集終了！】 <input type="checkbox"/> 事業継続が必要な介護施設等で、感染を疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助します。 ※ 補助率：定額(上限：97.8万円/床、下限：なし)	【政令市・中核市以外の広域施設】 兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)2951 【上記以外】各市町
簡易陰圧装置、換気設備の導入支援 【支援対象】入所施設等 【申請時期】市町ごとに異なります	【申請受付中です！】 <input type="checkbox"/> (Ⅰ)介護施設等に於いて感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するため、簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要の費用を補助します。(Ⅱ)換気設備の設置に必要な費用について補助します。 ※ 定額(上限 (Ⅰ)432万円/台 (Ⅱ)4,000円/m ²)	申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。
介護ロボット等の導入支援 【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】事業ごとに異なります	【申請受付中です！】 ※介護ロボット、ICT(入所)の募集は終了しました。ICT(訪問)は11/24まで受付中。 <input type="checkbox"/> 職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、職員負担軽減や業務効率化のため、介護施設等に対して介護ロボット等の導入を支援します。 ※ 介護ロボット：補助率1/2(上限：30万円/台(移乗支援、入浴支援は100万円/台)) 等	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線) 介護ロボット2950 ICT(入所)2950 ICT(訪問)2974
□ 感染管理認定看護師等による研修の実施 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	【申請受付停止中です。再開の際には再度周知します！】 <input type="checkbox"/> 県看護協会と連携し、感染管理認定看護師等による事業所等内での感染予防や衛生資材の利用方法等に関する研修(集合研修、希望に応じた事業所等への派遣による研修)を実施します。 ※ 現時点で約200名の方に研修を受講いただいているほか、25事業所等から派遣による研修等の応募があり、順次研修の実施を調整中です。受付再開時には再度周知させていただきますので、あらかじめ活用の御検討をいただきますようお願いいたします。	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)3107




2. 感染者が発生した場合等の支援

項目	支援内容	照会先
<p>□ 感染者等に介護を提供する際の衛生資材の提供</p> <p>【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 感染者や濃厚接触者等へ介護サービスを提供する際に衛生資材が不足する事業所等に対して、県が備蓄している衛生資材(マスク、消毒液、手袋、ガウン、ゴーグル等)を提供します。</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p>
<p>□ 感染者が発生した場合の職員確保支援</p> <p>【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています。【P5参照】</p> <p>□ 同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合には、事業所等の申請に応じて、<u>兵庫県協カスキームによる支援を行います。</u></p> <p>※ 現時点で約150事業所等から応募していただいております、実際にこのスキームにより複数名の方に応援に入っております。</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)3107 又は P6を参照ください。</p>
<p>□ 感染が疑われる者が発生した場合の消毒・洗浄費用補助</p> <p>【支援対象】感染が疑われる者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】市町ごとに異なります</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 感染が疑われる者(高熱等)が発生した場合に、介護施設等内で感染が拡がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の<u>消毒・洗浄を介護施設等が実施した経費を支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費が対象。 ※ 補助上限なし(予算の範囲内)</p>	<p>申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。</p>
<p>□ 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業</p> <p>【支援対象】利用者又は職員に感染者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ <u>利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用が生じた場合、その費用の一部を支援します。</u></p> <p>※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(32万円/事業所)等 ※ <u>感染者が発生した場合や、濃厚接触者に対応した場合に限られますので、該当事例が発生した場合は、まずは、右記まで個別にご相談ください。</u></p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p> <p>※政令市・中核市に所在の事業所等は当該市担当まで照会ください。</p>

項目	支援内容	照会先
 <p>□ 感染者が発生した場合の初動体制確保支援</p> <p>【募集対象】詳細検討中 【申請時期】詳細検討中</p>	<p>【詳細は追って周知させていただきます！】</p> <p>□ 県看護協会と連携し、事業所等で感染者等が発生した場合に、事業所等の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行います。</p>	<p>詳細検討中</p>

3. PCR検査に関する支援

項目	支援内容	照会先
<p>□ 発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施</p> <p>【募集対象】入所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。</p>	<p>詳細は各地域の保健所に照会ください。</p>
 <p>□ 新規入所施設等入所者や職員に対するPCR検査</p> <p>【支援対象】詳細検討中 【申請時期】詳細検討中</p>	<p>【詳細は追って周知させていただきます！】</p> <p>□ 希望する入所施設等を対象として新規に就職する職員や新規の入所者(短期入所の利用者も含まれます。)に対するPCR検査を実施します。</p>	<p>詳細検討中</p>




～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

- 兵庫県協カスキームの協力施設等を募集しています！
- 協力施設等への支援を拡充します！ 支援項目New参照



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協力施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 現在、約150の施設等が協力施設等として登録されています。引き続き募集を継続していますので、是非応募を御検討ください。(連絡先:兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 メール:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

支援項目	※NEWが拡充項目	県の支援内容
□ 衛生資材の供給		□ 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)を供給します。
□ 旅費の負担		□ 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費(交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等)を負担します。
□ 損害保険料の負担		□ 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
 □ 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担		□ 協力施設等が応援職員を派遣するに当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。
 □ 協力施設等の職員が衛生資材を使用するための研修		□ 介護職員向けの衛生資材の使い方等の研修を実施する際には、協力施設等の職員が優先的に研修を受けられるよう支援します。
□ 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担等		□ 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します(※)。 □ 宿泊先の確保が必要な場合に宿泊先が確保できるよう支援します。

※ 応援終了後、PCR検査を受ける場合等、必要な検査についても支援します。個別に御相談ください。

(注)このほか、協力施設等への応募は、介護施設等の職員に対する慰労金の対象事業所に該当することを確認するための項目の1つとなっています。

～ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする施設等の皆様へ ～

□ 兵庫県協カスキームが必要な場合は応援調整機関にご相談ください。



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協カ施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする場合には、下の「対象施設等種別」に記載されている施設等の種別に応じて、「応援調整機関」にご相談ください。

応援調整機関	対象施設等種別
兵庫県老人福祉事業協会 (連絡先) 078-291-6822	①兵庫県老人福祉事業協会の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
神戸市老人福祉施設連盟 (連絡先) 078-351-6402	②神戸市老人福祉施設連盟の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
兵庫県介護老人保健施設協会 (連絡先)078-265-6933	③兵庫県介護老人保健施設協会の会員である介護老人保健施設
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 (連絡先)078-920-2570	④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護老人保健施設(①から③に該当するものを除きます。) ※その他訪問による代替サービス確保等の相談も受け付けています。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業所による
サービス継続について（その2）

計8枚（本紙を除く）

Vol.908

令和3年1月7日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3996、3979、3948)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和3年1月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

1月7日に緊急事態宣言が発出されたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業の継続を要請するものとされており、引き続き、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

そこで、介護サービスの継続等について、以下の点に十分留意した対応が取られるよう、管内市町村、事業所へ周知をお願いいたします。

記

1 感染防止策の徹底

サービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止の為の留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。また、介護サービス事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等をまとめたものをHPに掲載しているので、参考にされたい。

なお、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するためのかかり増し経費に対する支援については、令和2年度2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の活用が可能である。

2 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、事務連絡でお示ししてきた人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供についても検討すること。（※1）

その際、サービス別の特例について一覧化したものをHPに掲載しているので、参考にされたい。

また、通所介護等においては、居宅で生活している利用者に対して、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に、相応の介護報酬の算定が可能である。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせる場合においても、同様の取扱いが可能である。

さらに、一定の条件で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、相応の介護報酬の算定が可能である。（※2）

※1 一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、感染防止のためにサービスの短時間の実施となった場合も従来通りの報酬算定を可能とすること等柔軟な取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）等においてお示ししている。

※2 通所介護事業所が、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで

よい。

3 休業する場合の留意点

都道府県等から、公衆衛生対策の観点に基づく休業要請を受けた場合または、感染拡大防止の観点から、自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所は、以下の点に留意すること。

なお、現に休業等している事業所においては、前記の「1 感染防止策の徹底」や「2 柔軟なサービス提供について」を踏まえ、サービスの再開等についても検討されたい。

①利用者への丁寧な説明

居宅介護支援事業所と連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

② 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、自主的に休業やサービスを縮小している事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護サービスの適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

4 事業所の事業継続

休業や事業縮小等を行う場合、事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の事業等の活用が可能であること。

i 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の活用について

利用者や職員等に感染者が発生した事業所のサービス継続に必要な費用として、消毒・清掃費用、衛生用品の購入費用や介護職員の確保に要する費用等について、令和2年度1次補正予算において補助を行うこととしており、職員に対する各種手当等の支給を含めて、柔軟に対応が可能である。加えて、休業した事業所等と連携して対応した事業所等に対する支援も行うこととしている。

ii 通所介護事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供

通所介護事業所等が居宅への訪問によるサービスを開始するに当たって、訪問に関するノウハウの習得を必要とする場合には、訪問介護事業所等が、その職員による同行訪問等により通所介護事業所等に対し支援を行うことも考えられる。

その際、上述の令和2年度1次補正予算における新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業において、同行指導への謝金について補助を行っているほか、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「23. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業」の活用が可能である。

また、市町村においては、在宅医療・介護連携推進事業の「医療・介護関係者の研修」に該当するものとして、地域支援事業が特例的に活用可能である。

iii 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保

介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、当該事業所・施設等のみでの対応が困難になることも想定されることから、都道府県において、平時から介護保健施設等の関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費の補助を行っている。（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分））

iv 感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

介護サービス事業所等における感染症対策として必要となる衛生用品等については、感染が発生した介護施設等に対して、マスク、ガウン、フェイスシールド等の防護具等を速やかに供給できるよう、国で購入し、都道府県等で備蓄を行っているほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（令和2年度2次補正予算）等により、都道府県や介護施設等が事業を行う上で必要な衛生用品等を購入する場合の費用補助を行っている。

v 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていること。

vi 雇用調整助成金の活用

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために休業や教育訓練等を実施し、労働者に休業手当等を支払った場合に支援を行う雇用調整助成金について、今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を踏まえ、特例措置を講じている。

(参考)

【1 感染防止策の徹底】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年1月7日変更))(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

- ・「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

- ・介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)(令和2年度第2次補正予算)について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

【2 柔軟なサービス提供について】

- ・「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

【4-i 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の活用について】

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(令和2年度1次補正予算)について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000715024.pdf>

【4-ii 通所事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供】

- ・「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」

(令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640555.pdf>

【4-v 福祉医療機構における融資制度の活用】

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～」
(別添1)

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～」
(別添2)

【4-vi 雇用調整助成金の活用】

- ・「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

令和2年6月12日更新



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

今般、令和2年度第2次補正予算により、**無利子貸付額を3,000万円から6,000万円に拡充**し、さらに、**感染者が発生した入所施設（地域密着型を除く）**に対しては、**無担保貸付額・無利子貸付額を1億円まで拡充**しています。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件			
貸付対象 ※ご不明な場合には 末尾連絡先にご相談ください		前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合	施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く）
償還期間 (据置期間)		15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。	
貸付利率	当初5年間	6,000万円まで無利子 6,000万円超の部分は 0.2%	1億円まで無利子 1億円超の部分は 0.2%
	6年目以降	0.2%	0.2%
貸付金の限度額		なし	なし
無担保貸付		6,000万円	1億円

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

- その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。
- ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等につながらない場合：03-3438-0403

お問い合わせフォーム：<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-wform/>

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しているところですが、今般、**1か月間の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所**に対して、経営上必要な資金を融通し重点的な支援を行う観点から、**貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について更なる拡充**を行いました。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

融資条件（全施設共通）																
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。															
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。															
病院・診療所																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①病院</th> <th>②診療所</th> <th>コロナ対応を行う医療機関^{※1}</th> <th>政策医療を担う医療機関^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円</td> <td>(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="4">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ^{※1}	政策医療を担う医療機関 ^{※2}	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ^{※1}	政策医療を担う医療機関 ^{※2}											
	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額											
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円															
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額															
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護老人保健施設、介護医療院</th> <th>助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>1億円</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="2">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）							
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業													
	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円													
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円															
無担保貸付	1億円 4,000万円															

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い 当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403